

消費生活センター特集

平成25年5月1日発行
市民交流課
☎229-3252 ☎227-8070



お気軽にご相談ください

津市消費生活センターでは、津市に在住、在勤、在学の消費者を対象に資格を持った相談員が相談に応じます。悪質商法による被害や商品事故の苦情など、消費生活に関する問題解決のための助言や各種情報の提供を行っています。万一、消費者トラブルに遭ったときには、一人で悩まず、津市消費生活センターに相談しましょう。



津市消費生活センター

☎229-3313 ☎229-3312

相談時間 月～金曜日(祝・休日、年末年始を除く)

受付時間 9時～12時、13時～16時

場所 市本庁舎1階 市民交流課内

ご注意ください!

悪質な健康食品の販売

最近、「以前、注文のあった健康食品をこれから送る」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断っているにもかかわらず、強引に健康食品の購入を迫られたなどの相談が多く寄せられて

います。中には、業者の威圧的な態度にやむなく商品の購入を承諾してしまう事例もありました。

業者は「以前申し込みがあった」などと消費者の記憶の曖昧さにつけ込んだり、「裁判をして損害賠償請求する」などと消費者に不安を与えたりして購入させようとしています。

■過去3年間の相談件数と主な相談内容

年度	相談件数	主な相談内容
平成22年度	958件	インターネット情報サイトを利用した不当請求の相談
平成23年度	910件	劇場型の手口による投資など金融商品の相談
平成24年度	934件	自宅へ強引に送りつけられる健康食品などの相談

出前講座のご利用を

津市消費生活センターでは、消費者啓発の一環として出前講座を開催しています。職員または消費生活相談員が現地に出向き、パンフレットや映像を交えながら、悪質商法全般について市民の皆さんに分かりやすくお話しします。派遣費用は無料です。詳しくは津市消費生活センター(☎229-3313)へお問い合わせください。

